

愛媛県土地家屋調査士会紛議の調停に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、愛媛県土地家屋調査士会紛議の調停に関する規則第28条の規定に基づき、紛議調停の運営に関し、必要な事項を定める。

(調停請求の方法)

第2条 調停請求書には、当事者の住所又は所在地（本会会員については、登録事務所所在地とする。）、氏名又は名称、請求の趣旨及び理由を記載しなければならない。

2 調停請求書は、第1号様式による。

3 申立人は請求費用として、金5000円を納付しなければならない。

(調停手続委嘱の様式)

第3条 調停手続委嘱は、第2号様式による。

(調停請求の通知等の様式)

第4条 相手方に対し、調停請求があったことの通知は、第3号—1様式により、その回答書は第3号—2様式による。

(調停期日の指定等)

第5条 調停期日は、担当部会が指定する。

(呼出しの様式)

第6条 当事者の呼出しは、第4号様式による。

(期日請書の様式)

第7条 調停期日請書は、第5号様式による。

(調停期日調書の様式)

第8条 調停期日調書は、第6号様式による。

2 調停期日調書には、出席した部会委員全員が署名する。

(参考人呼出の様式)

第9条 参考人の呼出しは、第7号様式による。

(取下書の様式)

第10条 取下書の様式は、第8号様式による。

(調停書の様式)

第11条 調停書は、第9号様式による。

(調停終了通知書の様式)

第12条 調停終了通知書は、第10号様式による。

附則

この細則は、平成16年3月13日から施行する。